

保 護 者 様

(公印省略)

明照学園 樹徳高等学校長
樹徳中学校長

学校感染症における出席停止について

学校感染症のため、お子様を、学校保健安全法第19条により出席停止とします。これは、学校内での感染症蔓延防止を目的とするもので、出席停止期間は下表の通りです。登校再開にあたっては、必ず主治医記入の「治癒証明書」を持参し、学級担任に提出してください。なお、出席停止期間は、欠席扱いにはなりません。

学校感染症の種類		出席停止の期間
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失後2日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められたとき。
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められたとき。
	流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められたとき。
	急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められたとき。

注意 ◇上表は基準であって、主治医の治癒証明があれば、この限りではありません。

◇手足口病・伝染性紅斑（りんご病）および溶連菌感染症は、出席停止扱いにはなりません。

----- きりとりせん -----

治 癒 証 明 書

明照学園 樹徳高等学校長・樹徳中学校長 様

_____年_____組 氏名 _____

学校感染症名 []

上記の生徒は_____月_____日より登校可能と認めます。

※出席停止期間

年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

医療機関名

医師名